

平成 25 度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	7	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<p>個人住民税、法人住民税、事業税、事業税（外形）、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（自動車税、軽自動車税、自動車取得税 徴収規定）</p>		
要望項目名	難病患者等への税制優遇措置		
要望内容（概要）	厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会等での議論を踏まえ、所要の法整備が行われる場合に、難病患者等の長期かつ重度の経済的負担にかんがみ、税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文	[]		
減収見込額	(初年度) () (平年度) () (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 難病対策等については、平成 23 年の障害者基本法改正や社会保障・税一体改革大綱を踏まえ、総合的な施策の実施を目指して検討を進めているところであり、この総合的な施策の一環として、難病患者等の経済的負担を軽減するため、各種の税制優遇措置を講じる。税制優遇措置の内容は、障害者の税制を参考に検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 23 年の障害者基本法改正により、障害者の定義に、難病患者等を含む「心身の機能の障害」がある者が加えられたところであり、同法第 24 条においては、国及び地方公共団体は、障害者の経済的負担の軽減を図るため、税制上の措置その他必要な施策を講じなければならないと定められている。また、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において、難病患者の長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を社会全体で支えるため、医療費助成について法制化も視野に入れて、公平・安定的な支援の仕組みの構築を目指すとともに、治療研究・医療体制・福祉サービス・就労支援等の総合的な施策の実施を目指すこととされている。さらに、小児慢性特定疾患児を抱える家庭についても、難病患者と同様に社会全体で支援する必要がある。</p> <p>そのため、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会等での議論を踏まえ、所要の法整備が行われる場合に、難病患者等の長期かつ重度の経済的負担にかんがみ、現行の障害者の税制を参考に、所要の税制改正を行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること（施策大目標5） 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止とともに、感染者等に必要な医療等を確保すること（施策中目標2） 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること（施策小目標1） 難病対策を推進すること (基本目標VI) 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること（施策大目標3） 子ども及び子育て家庭を支援すること（施策中目標1） 子ども及び子育て家庭を支援すること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の要望を国税においても行っている。
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—